

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（抜粋）

（大阪市建築物環境配慮推進委員会）

第 22 条 建築物の環境配慮に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、大阪市建築物環境配慮推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則（抜粋）

（大阪市建築物環境配慮推進委員会）

第 13 条 大阪市建築物環境配慮推進委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員会の庶務は、都市計画局において処理する。
- 9 条例及びこの規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。